

# 公害防止計画制度に係る参考資料

平成 2 2 年 9 月

# 目次

1. 環境関連の法体系	1
2. 環境基本法	2
3. 公害防止計画について	3
4. 公害防止計画策定手順	4
5. 公害防止計画策定地域図	5
6. 公害防止計画策定状況一覧	6
7. 公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移	7
8. 公害防止計画の構成	8
9. 公害防止計画の例（下関・宇部地域公害防止計画抜粋）	10
10. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に 関する法律（公害財特法）について	22
11. 公害財特法	23
12. 公害防止対策事業に係る財政措置	25
13. 公害財特法の適用を受けることによる事業負担の効果	26
14. 公害防止対策事業に係る事業費及び補助の嵩上げ額の推移	27
15. 廃棄物処理施設に対する公害財特法に基づく財政措置 （補助率嵩上げ）の見直しについて	28
16. 総務大臣指定に係る公害防止対策事業	29
17. 環境基準等の達成状況	30
18. カドミウムに係る土壤環境基準（告示）及び農用地土壤 汚染対策地域の指定要件（政令）等の改正について	33
19. 公害防止計画に係るこれまでの見直し経緯について	34
20. 地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）における 公害防止計画関係事項	35
21. 環境関連計画制度	36
22. 公害防止計画と他の法令に基づく地方計画との 整合等について	37
23. 公害防止計画小委員会での検討状況	38
24. 公害防止計画制度のあり方に関する検討会 報告書（平成22年3月）要旨	39

# 環境関連の法体系

## 環境基本法



## 環境基本法

(平成五年十一月十九日法律第九十一号)

最終改正：平成二〇年六月一八日法律第八三号

(公害防止計画の作成)

**第十七条** 環境大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

- 一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域
  - 二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域
- 2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。
  - 3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、環境大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 4 環境大臣は、第一項の規定による指示及び前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。
  - 5 環境大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

**第三十九条** 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

# 公害防止計画について

## 1. 公害防止計画－環境大臣により策定指示され、その同意を要する法定計画

- ・ 公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく法定計画。
- ・ 現に公害が著しい、又は、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的とする地域計画。
- ・ 環境大臣が示す計画策定の基本方針に基づいて都道府県知事が作成し、環境大臣の同意を要する計画。

## 2. 公害防止計画の策定状況－全国30地域（平成22年4月1日現在）

- ・ 昭和45年12月から昭和52年1月まで、全国の主要な工業都市及び大都市地域のほとんどについて策定され、また平成15年度に2地域が策定され、これまでに52地域について策定された。
- ・ 地域の見直し、隣接する地域の統合等により、平成22年4月1日現在、全国30地域（24都府県）において策定されている。

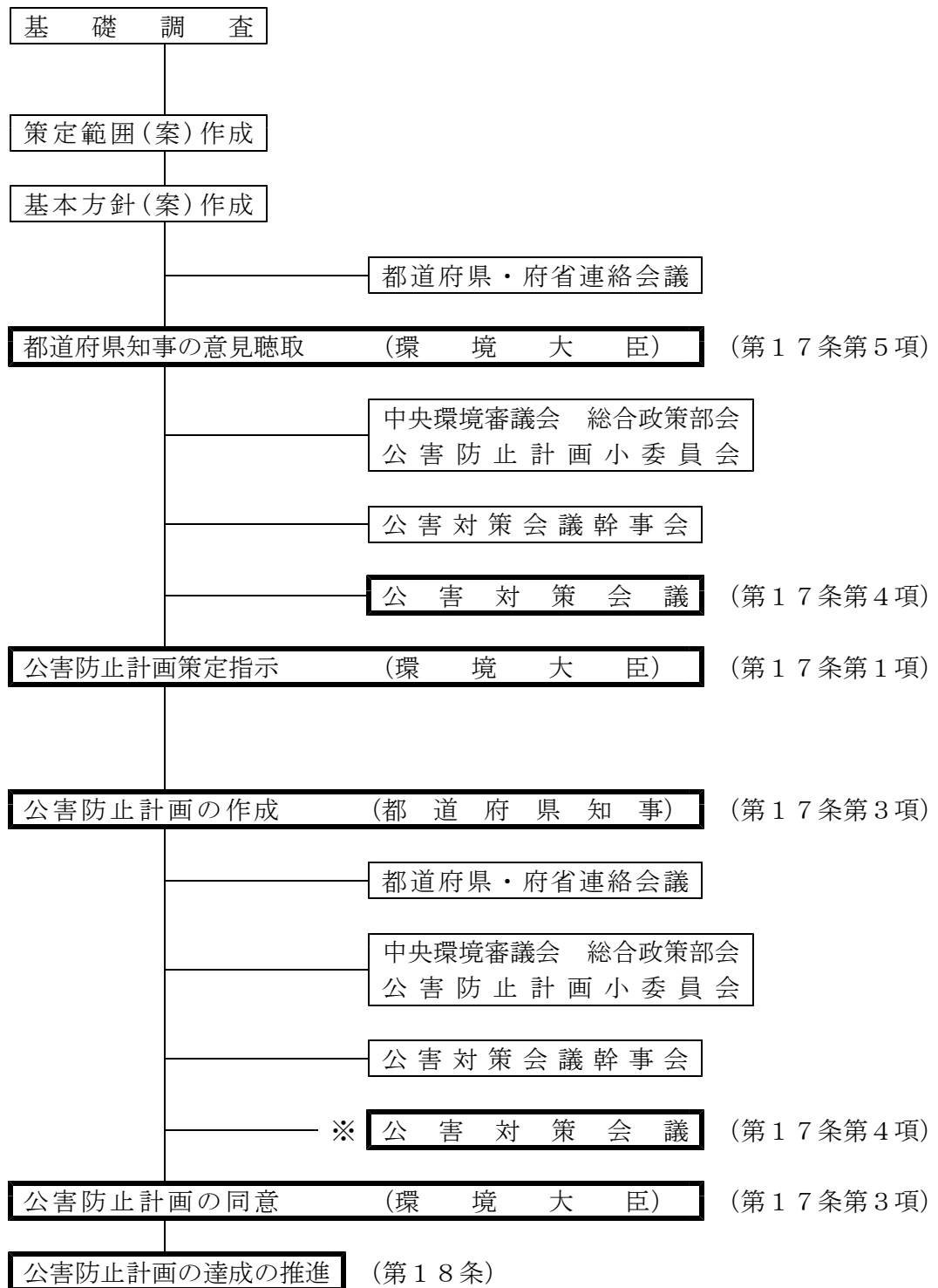
## 3. 公害防止計画における各種施策

- ・ 地方公共団体等は、発生源等に対する各種規制、環境影響評価、立地指導、土地利用の適正化等の施策を講ずるとともに、下水道整備、公園・緑地等整備等の事業を推進する。
- ・ 事業者は、大気汚染、水質汚濁等の防止のための措置を講ずる。

## 4. 公害防止対策事業に対する財政上の特別措置－補助率の嵩上げ、適債事業の拡大等

国又は地方公共団体が公害防止計画に基づき実施する公害防止対策事業（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条各号に掲げるもの）については、①国庫補助率の嵩上げ、②地方債の適債事業の拡大、③地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入、という財政上の特別措置が講じられることとなっており、施策の一層の推進が図られている。

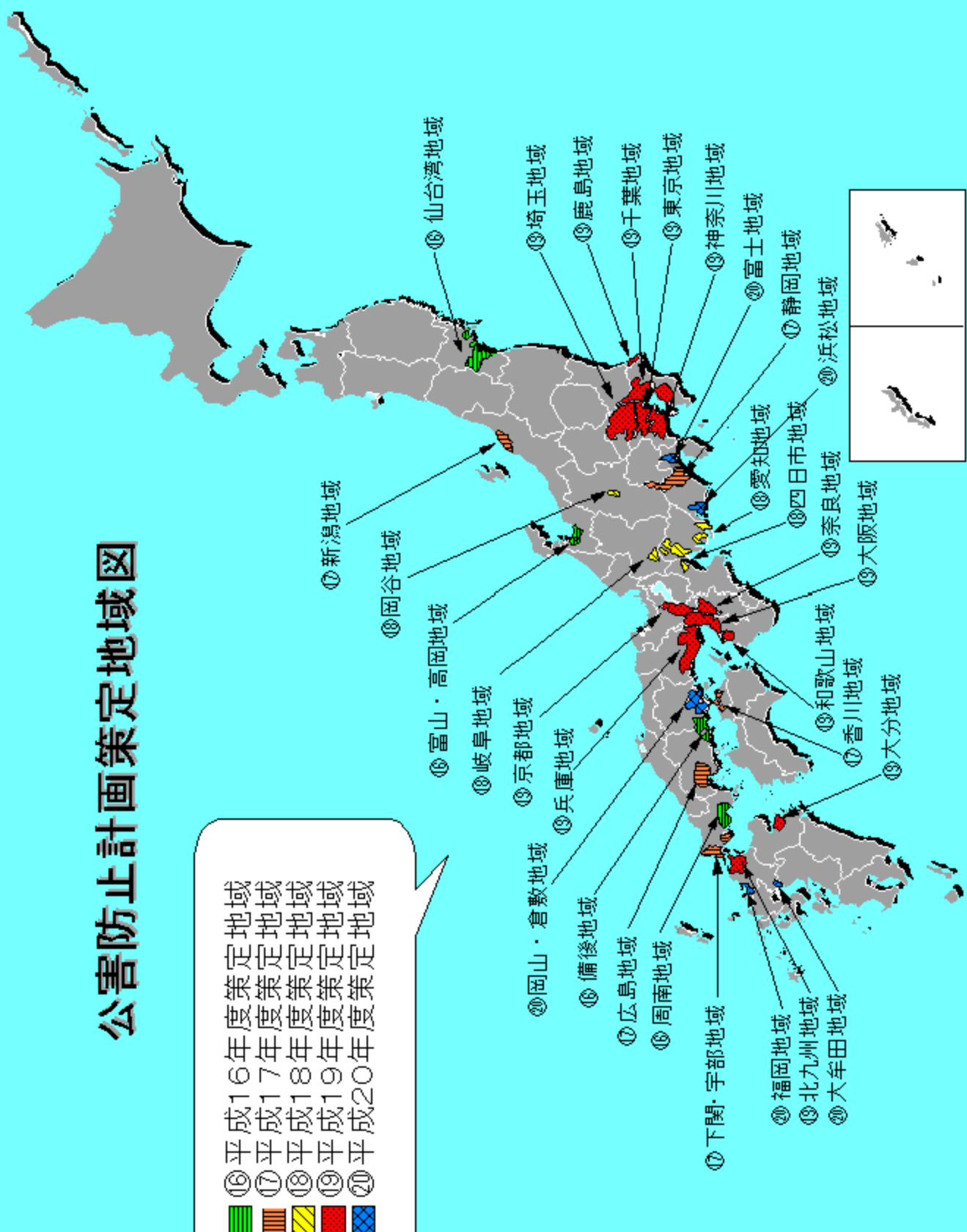
# 公害防止計画策定手順



- (注) 1.  は環境基本法に基づくものであり、( )内はその条項を示す。  
 2. ※継続地域については、公害対策会議会長専決要領の規定により、開催されない。

# 公害防止計画策定地域図

⑬ 平成16年度策定地域  
 ⑭ 平成17年度策定地域  
 ⑮ 平成18年度策定地域  
 ⑯ 平成19年度策定地域  
 ⑰ 平成20年度策定地域



# 公 害 防 止 計 画 策 定 状 況 一 覧

(平成22年4月1日現在)

昭和 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元	計 画 期 間 ( 年 度 )																		地 域 数	地 域 名	備 考
	平成 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22																				
	↔																		4	仙台湾、富山・高岡、備後、周南	平成16年度地域策定(H20年変更)
	↔																		5	新潟、静岡、広島、下関・宇部、香川	平成17年度地域策定(H20年変更)
	↔																			岡谷、岐阜	
	↔																		4	四日市	平成18年度地域策定
	↔																			愛知	
	↔																		12	鹿島、埼玉、東京、神奈川県、京都、大阪、兵庫、奈良、北九州、大分	平成19年度地域策定
	↔																			千葉	
	↔																			和歌山	
	↔																		5	岡山・倉敷	平成20年度地域策定
	↔																			富士、大牟田	
	↔																			浜松、福岡	
	計																		30		

(注)

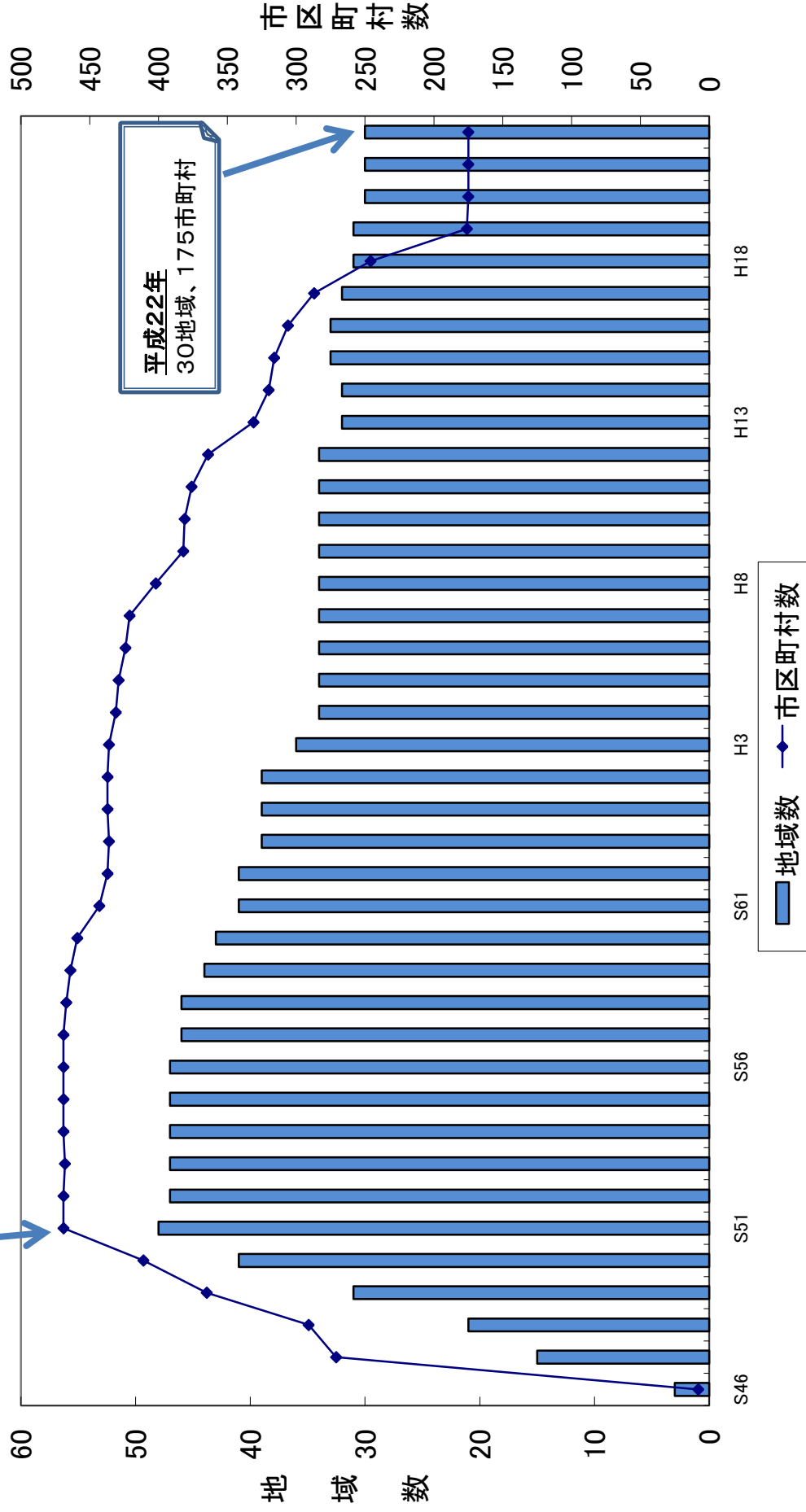
なお、策定対象地域及び策定市町村については次のとおり減少  
 ピーク時(S51)：48地域で469市町村  
 現在(H22)：30地域で175市町村





公害防止計画の地域数及び市区町村数の推移

※ピーク: 昭和51年  
48地域、469市区町村



# 公害防止計画の構成

## 第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

第2節 地域の範囲

第3節 計画の目標

第4節 計画の主要課題

1 自動車交通公害

2 河川の水質汚濁

第5節 計画の期間

第6節 関係法令による地域指定の概要

## 第2章 公害防止施策

第1節 主要課題への対応

1 自動車交通公害対策

(1) 国道○号沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(2) 国道◇号線沿道の自動車騒音対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 今後講ずる施策及び達成目標

(3) 関連諸計画との関係

ア 新道路整備五箇年計画

イ 都市計画

ウ ○○市自動車公害防止計画

2 河川の水質汚濁対策

(1) - 1 ○○川のBODに係る水質汚濁対策

ア 当該課題に係る状況

イ 当該課題に係る要因分析

ウ 過去の施策の実施状況及び評価

エ 講ずる施策及び達成目標

(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策

ア 工場・事業場対策

イ 生活排水対策

ウ 畜産排水対策

エ 非特定汚染源対策

オ 浄化対策

カ 調査研究・監視体制整備

キ 環境教育・普及啓発

(3) 関連諸計画との関係

ア CODに係る総量削減計画

イ 生活排水対策推進計画

ウ 流域別下水道総合計画

エ ○○川水質保全計画

第2節 大気汚染対策

1 大気汚染の概況

2 窒素酸化物対策

(1) 窒素酸化物に係る大気汚染の状況

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等

(3) 講ずる施策及び達成目標

3 浮遊粒子状物質対策

:

4 光化学オキシダント対策

:

5 硫黄酸化物対策等

:

6 有害大気汚染物質対策

:

7 ダイオキシン類対策

:

8 その他の大気汚染対策

:

- 第3節 水質汚濁対策
  - 1 水質汚濁の概況
  - 2 河川の水質汚濁対策
    - (1) 河川の水質汚濁の状況
    - (2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等
    - (3) 講ずる施策及び達成目標
  - 3 海域の水質汚濁対策

第4節 地下水汚染対策

第5節 土壌汚染対策

第6節 騒音・振動対策

第7節 地盤沈下対策

第8節 悪臭対策

第9節 廃棄物・リサイクル対策

- 1 対策の基本的方向
- 2 大気汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 3 水質汚濁対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 4 土壌汚染対策としての廃棄物・リサイクル対策
- 5 廃棄物の適正な処理の推進

第10節 土地利用対策

第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実

- 1 監視・観測体制の整備
- 2 調査研究の充実

第12節 環境影響評価等

第13節 環境保健対策・公害紛争処理・環境犯罪対策

**第3章 自然環境及び地球環境の保全**

第1節 自然環境の保全

第2節 地球環境の保全

**第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策**

第1節 各主体の取組

- 1 地方公共団体の取組
- 2 事業者の取組
- 3 住民の取組
- 4 民間団体の取組

第2節 環境教育・環境学習等の推進

- 1 環境教育・環境学習の推進
- 2 環境情報の提供

**第5章 計画の効果的実施**

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

- 1 計画の推進体制
- 2 各主体との連携

第2節 経費の概要

第3節 各種計画との連携

- 1 環境保全計画との連携
- 2 防災都市づくりに向けた取組

第4節 計画の進捗状況の点検

- 1 計画の進行管理
- 2 進捗状況の評価

**資料 地域の概況**

第1節 自然環境

第2節 人口

第3節 産業

第4節 都市環境

- 1 土地利用
- 2 都市計画
- 3 都市施設等
- 4 交通運輸

## 公害防止計画の例

# 下関・宇部地域公害防止計画

平成18年3月  
(平成21年3月 一部変更)

山 口 県

## 目 次

第 1 章 計画の概要	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画変更の趣旨	2
第 3 節 地域の範囲	5
第 4 節 計画の目標	5
第 5 節 計画の主要課題	5
1 自動車交通公害	5
2 河川の水質汚濁	5
3 常盤湖等の水質汚濁	5
第 6 節 公害防止計画の期間	5
第 7 節 関係法令による地域指定の概要	5
第 2 章 公害防止施策	10
第 1 節 主要課題への対応	10
1 自動車交通公害対策	10
(1) 主要幹線道路の自動車排ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策	10
ア 当該課題に係る状況	10
イ 当該課題に係る要因分析	18
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	19
エ 今後講ずる施策及び達成目標	23
(2) 関連諸計画との関係	27
ア 山口県交通安全計画	27
イ 山口県の新しい道路整備計画	27
ウ 都市計画	27
2 河川の水質汚濁対策	28
(1)-1 武久川の BOD に係る水質汚濁対策	28
ア 当該課題に係る状況	28
イ 当該課題に係る要因分析	28
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	28
エ 講ずる施策及び達成目標	31
(1)-2 友田川の BOD に係る水質汚濁対策	32
ア 当該課題に係る状況	32
イ 当該課題に係る要因分析	33
ウ 過去の施策の実施状況及び評価	33
エ 講ずる施策及び達成目標	35
(2) 河川の水質汚濁対策に係る共通施策	35

ア	工場・事業場対策	36
イ	生活排水対策	36
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	37
エ	調査研究・監視体制整備	37
オ	環境教育・普及啓発	38
(3)	関連諸計画との関係	38
ア	総量削減計画	38
イ	瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画	38
ウ	生活排水対策推進計画	38
エ	流域別下水道整備総合計画	38
3	常盤湖等の水質汚濁対策	39
(1)-1	常盤湖のCODに係る水質汚濁対策	39
ア	当該課題に係る状況	39
イ	当該課題に係る要因分析	39
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	41
エ	講ずる施策及び達成目標	42
(1)-2	小野湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	43
ア	当該課題に係る状況	43
イ	当該課題に係る要因分析	45
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	45
エ	講ずる施策及び達成目標	47
(1)-3	豊田湖のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁対策	48
ア	当該課題に係る状況	48
イ	当該課題に係る要因分析	50
ウ	過去の施策の実施状況及び評価	50
エ	講ずる施策及び達成目標	52
(2)	湖沼の水質汚濁対策に係る共通施策	53
ア	工場・事業場対策	53
イ	生活排水対策	53
ウ	畜産排水対策、農業排水対策	53
エ	調査研究・監視体制整備	54
オ	環境教育・普及啓発	54
(3)	関連諸計画との関係	54
第2節	大気汚染対策	55
1	大気汚染の概況	55
(1)	測定局数	55
(2)	設置状況	55
(3)	大気汚染の状況等	55

2	光化学オキシダント対策	58
(1)	光化学オキシダントに係る大気汚染の状況	58
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	60
(3)	講ずる施策及び達成目標	60
ア	発生源対策	60
イ	緊急時対策	61
第3節	水質汚濁対策	62
1	水質汚濁の概況	63
2	河川の水質汚濁対策	69
3	湖沼の水質汚濁対策	69
4	海域の水質汚濁対策	69
(1)	海域の水質汚濁の状況	69
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	71
(3)	講ずる施策及び達成目標	72
第4節	地下水汚染対策	75
(1)	地下水汚染の状況	75
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	79
(3)	講ずる施策及び達成目標	79
第5節	土壌汚染対策	81
(1)	土壌汚染の状況	81
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	81
(3)	講ずる施策及び達成目標	81
第6節	騒音・振動対策	82
1	自動車騒音対策	82
2	新幹線鉄道騒音対策	82
(1)	新幹線鉄道騒音の状況	82
(2)	当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況等	82
(3)	講ずる施策及び達成目標	84
3	航空機騒音対策	85
4	一般騒音等の対策	86
第7節	地盤沈下対策	87
第8節	悪臭対策	87
第9節	廃棄物・リサイクル対策	88
1	過去の施策の実施状況	88
(1)	一般廃棄物	88
(2)	産業廃棄物	88
2	過去の施策の評価分析	89
(1)	一般廃棄物	89

(2) 産業廃棄物	89
3 今後の施策	89
(1) 施策の基本的方向	89
(2) 関連諸計画の概要	90
(3) 廃棄物の発生抑制	91
(4) 減量化・リサイクルの推進	91
(5) 廃棄物の適正な処理の推進	92
第10節 土地利用対策	94
1 対策の基本的方向	94
2 関連諸計画の概要	94
3 土地利用計画の適切な運用	95
4 土地利用対策の推進	96
第11節 監視・観測体制の整備及び調査研究等の充実	97
1 監視・観測体制の整備	97
2 調査研究の充実	98
第12節 環境影響評価等	99
1 施策の基本的方向	99
2 環境影響評価等の実施	99
第13節 環境保健対策・公害紛争処理・不法投棄等不適正処理対策	99
1 健康被害の予防	100
2 公害紛争処理等	100
3 不法投棄等不適正処理対策	100
第3章 自然環境及び地球環境の保全	102
第1節 自然環境の保全	102
1 基本的な方向	102
2 施策の総合的かつ計画的な実施	102
(1) すぐれた自然の保全	102
(2) 森林、農地、水辺等における自然環境の維持・形成	107
(3) 都市地域における自然的環境の確保等	109
(4) 社会資本整備等の事業の実施時の配慮	110
(5) 生物多様性の確保及び野生生物の保護管理	110
(6) 地域づくり等における健全で恵み豊かな環境の確保とその活用	111
第2節 地球環境の保全	113
1 施策の基本的な方向	113
2 地球規模の大気環境の保全	113
(1) 地球温暖化対策	113
(2) オゾン層保護対策	116



(3) 酸性雨対策	-----	116
3 その他の地球環境保全施策	-----	116
第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策	-----	118
第1節 各主体の取組	-----	118
1 地方公共団体の取組	-----	118
2 事業者の取組	-----	119
3 住民の取組	-----	119
4 民間団体の取組	-----	120
第2節 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
1 環境教育・環境学習等の推進	-----	120
2 環境保全の具体的行動の促進	-----	121
3 環境情報の提供	-----	122
第3節 環境保全に向けた取組の率先実行	-----	122
第5章 計画の効果的実施	-----	124
第1節 計画の推進体制と各主体の連携	-----	124
1 計画の推進体制	-----	124
2 各主体との連携	-----	124
(1) 関係機関との連携	-----	124
(2) 事業者との連携	-----	126
(3) 住民との連携	-----	126
第2節 経費の概要	-----	127
第3節 各種計画との連携	-----	127
1 環境保全計画との連携	-----	127
2 諸計画との連携	-----	127
3 防災型都市づくりに向けた取組	-----	129
第4節 計画の進捗状況の点検	-----	130
1 計画の進行管理	-----	130
2 進捗状況の評価	-----	130
資料 地域の概況	-----	132
第1節 自然環境	-----	132
1 地形	-----	132
2 気象	-----	132
3 水象	-----	132
4 動植物等	-----	133
第2節 人口	-----	134

第3節	産業	134
1	概要	134
2	工業	134
3	農林水産業	134
4	商業	135
5	サービス・観光業	135
第4節	都市環境	135
1	土地利用	135
2	都市計画	135
3	都市施設等	136
4	交通運輸	138

## 第2章 公害防止対策

### 第1節 主要課題への対応

#### 1 自動車交通公害対策

##### (1) 主要幹線道路の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策

#### エ 今後講ずる施策及び達成目標

自動車交通の利便性から、自動車保有台数や自動車交通量は今後とも増加していくことが予想されるため、主要幹線道路の自動車交通公害の改善を図るためには、地域の特性を踏まえながら、これまで実施してきた種々の対策についてさらに効果的な実施方法を検討しつつ、総合的な自動車交通公害対策を推進していく必要がある。

##### (ア) 達成目標

主要幹線道路沿道における騒音については、下記の個別施策を講じることにより、既設の道路に面する地域については、騒音に係る環境基準が達成され又は維持されるよう努めるものとする。

また、光化学オキシダントについては、発生原因と考えられる窒素酸化物等の排出量の削減を推進することにより、環境基準達成に向けて努力していく。

##### (イ) 個別対策

#### A 交通流・交通量対策

以下に掲げる対策を引き続き実施し、交通の誘導・分散等により主要幹線道路における交通流の円滑化を図る。

(A) 信号機及び交通管制システムの高度化

信号機に系統化、半感応化、閑散時半感応化、多現示化等の機能を付加して信号機の高度化を図り、交通管制エリアを拡大するとともに、交通管理の最適化を図るため、新交通管理システム(UTMS)(※)の導入を推進し、表2-1-9に掲げる事業を平成22年度までに推進する。なお、平成20年度については、信号機の高度化を11箇所実施する。

〔※ 光ビーコンを用いた個々の車両との双方向通信により、ドライバーにリアルタイムの交通情報を提供する等、IT技術を利用して、交通の流れを積極的に管理し、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指す交通管理システム。〕

(B) 効果的な交通規制の実施

右折レーンの設置が困難な場所について時間帯による右折禁止の交通規制を実施するなど、交通の状況に対応した効果的な交通規制を実施して交通流の円滑化を図る。

表2-1-9 交通管制システム等整備計画

事業主体名	地 域	交通情報提供装置	信号機の高度化
県警察本部	下関市、宇部市	8 箇所	36 箇所

(注) 県警察本部交通規制課調べ

B 道路構造対策

(A) 道路整備

○ バイパス等の整備

一般国道2号、190号及び191号等の主要幹線道路におけるバイパス、道路拡幅等を沿道環境に配慮しつつ表2-1-10のとおり推進し、交通流の円滑化、分散化を図る。

○ 道路構造の改善

・ 交差点等の改良

交通混雑の著しい交差点について、道路交通の円滑化を図るため、表2-1-11のとおり交差点の改良を行うことにより、付近の交通流の円滑化を推進する。

○ 道路の低騒音舗装

環境基準の達成率の低い地域等今後とも騒音が著しいと認められる箇所については、関係機関と連携し道路の低騒音舗装の維持補修に努めるとともに、表2-1-12に示す箇所において低騒音舗装を実施する計画である。

C 沿道対策

幹線道路の沿道の土地利用計画及び市街地開発事業計画の決定又は変更に当たっては、騒音・振動の影響に配慮した適正な土地利用の誘導及び公共施設等の配置を図る。

D 局地汚染改善対策

○ 遮音壁の設置

山陽自動車道等の騒音の著しい箇所において遮音壁等の設置が進められてきたが、環境基準の達成率の低い地域等今後も騒音が著しいと認められる箇所には、関係機関と連携・協議のうえ、遮音壁の設置等の対策を進め沿道環境の保全に努める。

表 2-1-10 バイパス等の整備計画

道路名等	事業内容等	距離	事業主体	事業年度
一般国道2号下関拡幅	4車線、6車線へ拡幅	2.7km	国	S50～
一般国道191号下関北バイパス	4車線整備	6.8km	国	H2～
一般国道2号厚狭・埴生バイパス	4車線整備 (H19年度未暫定2車線)	12.6km	国	S48～ H19
一般国道490号宇部拡幅	4車線整備	6.0km	県	H5～
一般国道490号荒瀬バイパス	2車線整備	2.7km	県	H6～
一般国道491号上小月バイパス	4車線整備	2.1km	県	H5～
一般県道西岐波吉見線	宇部市西岐波4車線整備	4.4km	県	H4～ H17
一般県道妻崎開作小野田線	宇部市妻崎開作2車線整備	1.7km	県	H9～ H18
一般県道武久椋野線	下関市武久町	0.4km	県	H7～ H17
都市計画道路宇部湾岸線	宇部市東須恵唐～中央町	4.5km	県	H6～ H23
都市計画道路幡生綾羅木線	下関市幡生町～武久町	1.2km	県	H9～ H19
都市計画道路市道鍋倉草江線	宇部市草江	0.4km	宇部市	H15～
市道武久新垢田西線	下関市武久町	0.65km	下関市	H11～ H17
一般国道435号美祢～豊田バイパス	2車線整備	5.4km	県	H6～
一般国道491号荒木拡幅	2車線整備	0.8km	県	H15～
一般国道491号豊田～油谷バイパス	2車線整備	6.0km	県	H7～
一般県道新下関(停)稗田線	4車線整備	1.1km	県	H15～
一般県道下関川棚線	2車線整備	4.8km	県	H13～

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路建設課、都市計画課、各市調べ

表 2-1-11 交差点の改良計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道2号	宇部市瓜生野	0.3 km	国	H18～
一般国道2号	宇部市茶屋	0.3 km	国	H20～
一般国道190号	宇部市藤曲	0.1 km	国	H18～
一般国道190号	宇部市西割	0.3 km	国	H12～ H19 (事業完了)
一般国道190号	宇部市東岐波	0.3 km	国	H17 (事業完了)
一般国道191号	下関市横野3丁目	0.3 km	国	H16～ H17 (事業完了)

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ

表 2-1-12 低騒音舗装敷設計画

道路名	地点名	道路延長	事業主体	事業年度
一般国道191号	下関市上新地	1.05 km	国	H18～
一般県道下関港線	下関市椋野	1.3 km	山口県	H21

(注) 国土交通省山口河川国道事務所、県道路整備課調べ